



平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 昭和化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 石橋 健 藏
(コード番号 4990 東証第 2 部)
問合せ先 総務企画部長 保 田 勝 之
(TEL. 03-3494-0491)

監査等委員会設置会社移行後の役員人事、ならびに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成28年6月29日開催予定の第89期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これについて、本日開催の取締役会において役員人事の内定、ならびに本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員人事について

①取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者

氏 名	新 役 職	現 役 職
石橋健藏	代表取締役社長	同 左
田子 薫	取締役技術開発推進部部长	同 左

②監査等委員である取締役候補者

氏 名	新 役 職	現 役 職
小関 肇	取締役（監査等委員）	監査役
波光史成	取締役（監査等委員、社外取締役）	社外監査役
神谷宗之介	取締役（監査等委員、社外取締役）	社外取締役

③監査等委員である取締役の補欠候補者

氏 名	略 歴
梁瀬泰孝	平成21年3月 株式会社ショーファーサービス 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 株式会社ギガプライズ 代表取締役社長（現任）

④退任予定監査役

氏 名	現役職名
谷 健太郎	社外監査役

⑤異動日

平成28年6月29日

2. 定款一部変更について

①変更の理由

- ・監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ・公告方法について、昨今のインターネット普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- ・前変更に伴い、条文の新設、変更及び削除に伴う条数変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

②変更の内容

本件定款変更の内容は別紙のとおりであります。なお、その内容につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

③定款変更の効力発生日

平成28年6月29日

以上

(別紙)

(変更箇所は下線にて表示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>
第6条～第19条 (条文省略)	第6条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の数</u>) 第20条 当社の取締役は9名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (<u>員数</u>) 第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の <u>ときまで</u> とする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) (新設)	(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の <u>時まで</u> とする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役各若干名を定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および監査役に対し、会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議) 第26条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> 第31条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>

(新設)	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この日を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第38条 (現行どおり)
第7章 計算 第45条～第47条 (条文省略)	第7章 計算 第39条～第41条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則 <u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第89期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上